


|                         |  |   |
|-------------------------|--|---|
| <p>第<br/>6107<br/>号</p> |  <p>リーダスクラブ</p> | <p>1994年1月6日創刊・毎日発行</p> <p>リーダスクラブFAXニュース</p> <p>(2018年)平成30年 12月 20日 木曜日</p> |
|-------------------------|--|---|

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 報酬・料金等の源泉徴収

**Q**：会社が個人事業者等に報酬を支払う場合、源泉徴収が必要になる場合があるとか。どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

会社が居住者に対して次の報酬・料金等を支払う際には、一定の所得税等を源泉徴収しなければなりません。

- ① 弁護士、税理士、社労士、弁理士、建築士、不動産鑑定士、公認会計士、測量士などの業務に対する報酬・料金
- ② 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金
- ③ 外交員、集金人、電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金
- ④ 原稿料、挿絵料、デザイン料、講演料、翻訳料、スポーツ・知識の教授・指導料など
- ⑤ 職業運動家、モデル等の業務に関する報酬・料金
- ⑥ 芸能人等に支払う出演料等
- ⑦ 芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金
- ⑧ プロボクサーの業務に関する報酬・料金
- ⑨ バー・キャバレー等のホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金
- ⑩ 役務の提供を受けることを約することにより支払う契約金
- ⑪ 事業の広告宣伝のための賞金
- ⑫ 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬
- ⑬ 馬主に支払う競馬の賞金

